



議 会 の
概 要

令和6年1月版

宮城県議会

MIYAGI PREFECTURAL ASSEMBLY

●当冊子の会派名は、略称を使用しています。

略 称	会 派 名
自 民	自由民主党・県民会議
県民の声	みやぎ県民の声
共 産	日本共産党宮城県会議員団
公 明	公明党県議団
立無ク	立憲・無所属クラブ
21 世紀ク	21 世紀クラブ
維 新	日本維新の会

●当冊子の統計表の数値は、四捨五入しているため、割合を合計した場合、100 にならない場合があります。

目 次

1	議会の沿革	1
2	議会庁舎	2
3	議会の組織	
1	機 構 図.....	3
2	議長・副議長.....	3
3	議 員.....	3
4	議会の運営	
1	議会の呼称及び定例会・臨時会.....	11
2	本 会 議.....	12
3	議会運営委員会.....	13
4	常 任 委 員 会.....	14
5	特 別 委 員 会.....	16
6	協議又は調整を行うための場.....	19
7	請 願 ・ 陳 情.....	20
8	議会開催状況.....	21
5	議会事務局	
1	組織・事務分掌.....	28
2	議会の情報公開・資産公開.....	30
3	議 会 図 書 室.....	31
4	議 会 広 報 等.....	32
6	議会関係諸表	
1	議会開催一覧.....	35
2	令和5年度議会費予算.....	36
付 録		
1	県 土.....	37
2	人 口.....	38
3	東日本大震災の概要.....	39

1 議会の沿革

明治 10 年以前に実際に県会が開かれていたであろうということは、史料によりある程度知ることが可能であるが、詳しい状況を確認されるものは残っていない。

明治 11 年 7 月、太政官布告による府県会規則に基づいて県下を 1 区 16 郡に編成し、その郡区の人口比率によって県会議員の定数を 44 人と定めた。被選挙人の資格は、満 25 歳以上の男子で 1 年に地租 10 円以上、選挙人は満 20 歳以上の男子で 1 年に地租 5 円以上を納める者とし、翌 12 年 1 月から 2 月にかけて選挙が行われている。当時、本県の人口は男子 315,403 人、女子 297,904 人、計 613,307 人で、選挙権を有する者は 24,928 人、被選挙権を有する者は 17,390 人であった。

布告による体系化された本県最初の通常県会は、明治 12 年 3 月 20 日から 4 月 19 日までの 31 日間にわたって開かれている。

創設当時の県会は、府県会規則により任期が 4 年とされており、2 年ごとに半数が改選されていた。この方法は、明治 32 年 7 月に府県制の全文改正が行われるまで、20 年間続いた。

大正 14 年 5 月に公布された普通選挙法による最初の県会議員選挙が昭和 2 年に行われ、定数が 37 人となった。以後 4 年の任期満了ごとに 3 回にわたり定期改選が行われた。その後、時局は次第に緊迫し、ついに太平洋戦争の勃発をみるに至り、昭和 14 年に改選された議員は、昭和 18 年の改選期に戦時中の非常措置として任期を 1 年延長され、その後毎年 1 年ずつ任期を延長されて、昭和 22 年までの 7 年 7 か月にわたって在職している。

昭和 22 年 5 月 3 日に施行された新憲法に基づく地方自治法により、明治・大正・昭和の 3 代にわたって内務省のもとに統括されていた中央集権的な地方自治制度は、根本的に改革された。また、名称もこれまでの「県会」から「県議会」と改められた。

この新地方自治制度発足直前の昭和 22 年 4 月に、婦人参政権が与えられて初めての県会議員の選挙が行われ 52 人の議員が選ばれた。そのうち戦前から引き続いて選ばれた議員は 9 人であった。その後、昭和 34 年に定数が 56 人となり、昭和 50 年に 57 人、昭和 54 年に 59 人、平成 3 年に 63 人、平成 19 年には 61 人となった。

なお、現在は、平成 23 年 10 月 1 日に施行された「県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」の規定に基づき、定数は 59 人である。

地方自治法施行後の昭和 22 年 5 月 28 日に招集された臨時会を第 1 回宮城県議会と呼称して以来、令和 5 年 11 月の定例会は第 390 回となった。

2 議会庁舎

議事堂は、はじめ仙台市勾当台（現・仙台市青葉区本町三丁目）にあった宮城師範学校が当てられていたが、臨時のものであったので、市内表小路（現・仙台市青葉区国分町三丁目）に明治14年に着工し、翌15年4月28日に落成している。工費16,398円余であった。

その後、大礼記念事業として昭和6年に建設された県庁舎並びに議事堂も、老朽化及び昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震の被害により、昭和59年7月から新県庁舎建設工事（昭和59年～平成3年）の施工に至った。昭和61年5月に完成したものが現議事堂である。

議事堂は、県庁舎建設の基本理念に基づき、県民に親しまれ、県政審議の殿堂にふさわしい重厚性と機能性を持ち、中央部に3階から5階まで吹抜けとした議場を配置した、地上5階、地下2階の風格のある造りになっている。

平成23年3月11日の東日本大震災では、震度6弱の揺れにより、天井ボードが破損するなど著しい損傷を受けたほか、委員会室の天井照明の破損、廊下、ロビー壁面のひび割れ、外壁タイルの落下等の被害があった。このため、平成23年5月定例会の本会議は、議場が使用できず大会議室で開催された。

議会庁舎の改修工事は逐次行われ、平成26年2月には全ての工事が終了した。

敷地	仙台市青葉区本町三丁目8番1号
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地上5階、地下2階
建築面積	2,725 m ²
延面積	16,288 m ² うち庁舎12,177 m ² 、駐車場4,111 m ²
高さ	28.9m

議 場

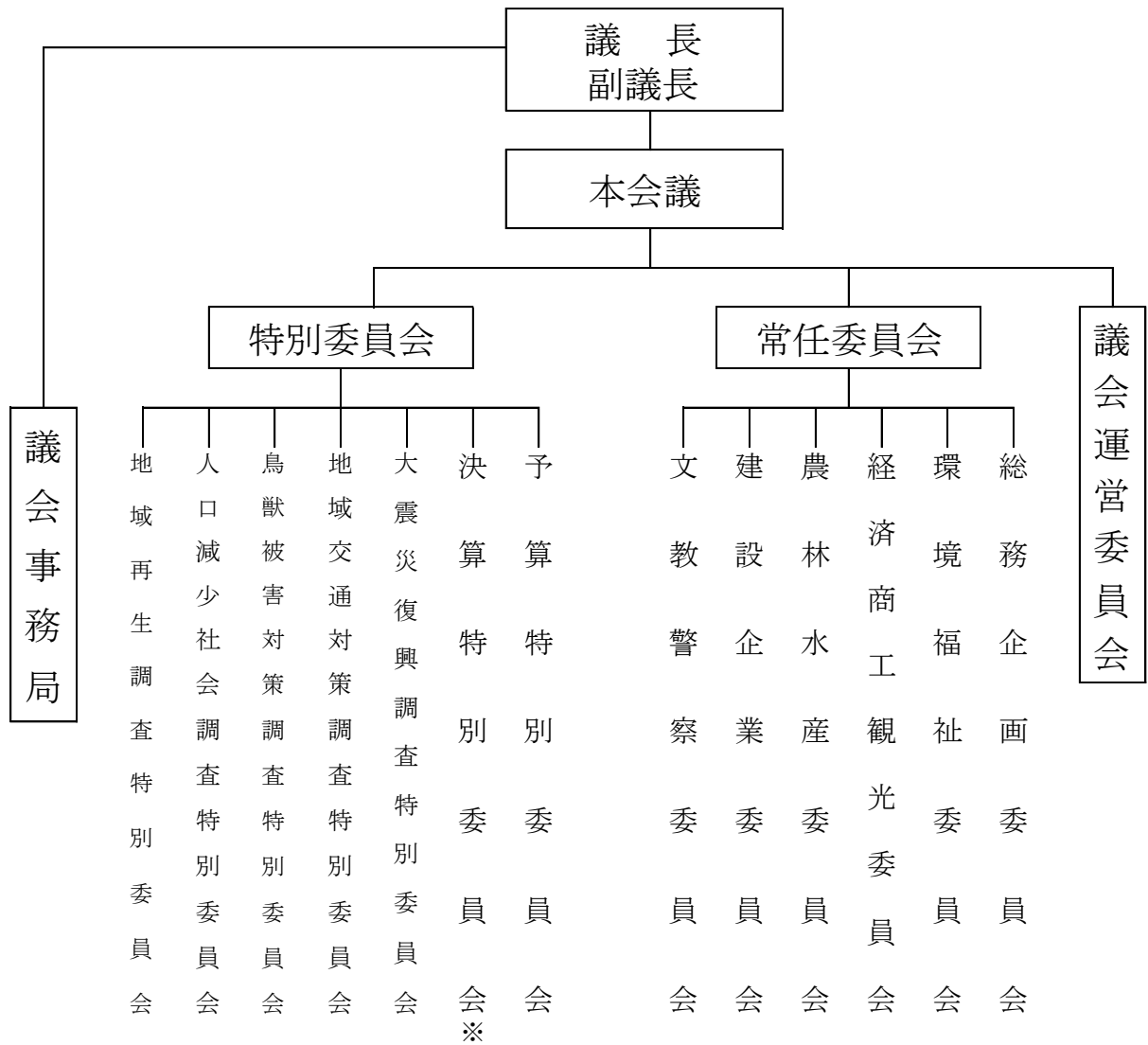


議事堂



3 議会の組織

1 機 構 図 (令和5年12月19日現在)



※ 決算特別委員会は令和5年12月19日現在設置されていない。

2 議長・副議長

議長 高橋 伸二 (自由民主党・県民会議)
副議長 本木 忠一 (自由民主党・県民会議)

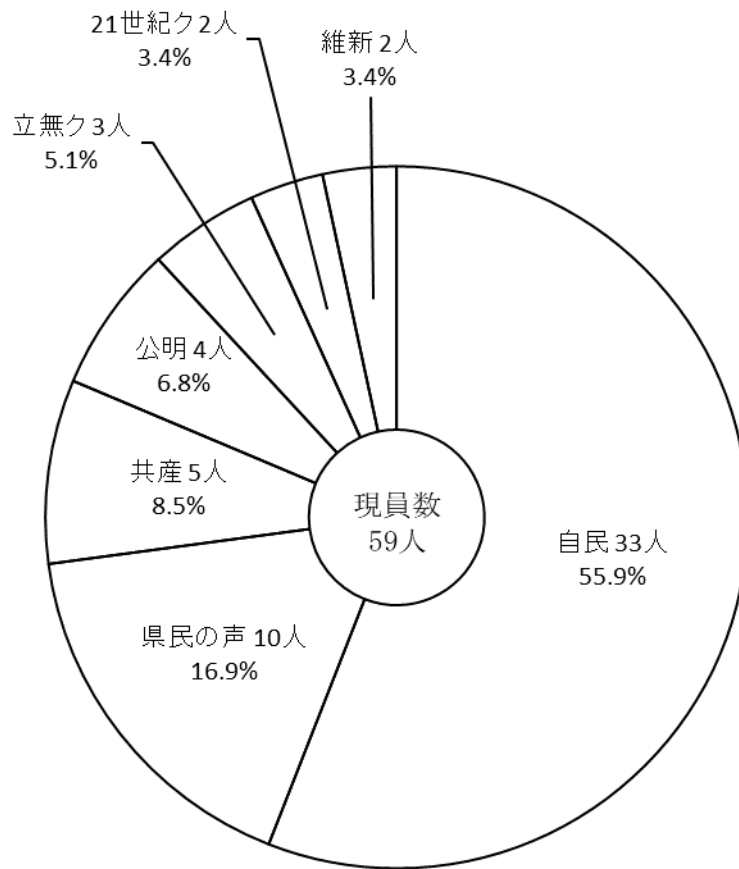
3 議員

(1) 議員定数

定数 59 人
現員 59 人

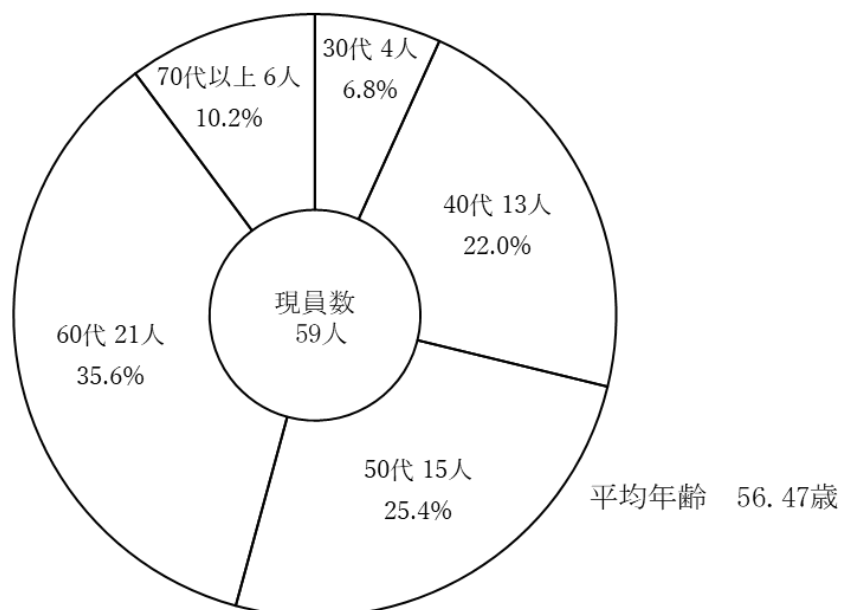
(2) 構成別
① 党派別

令和5年12月19日現在



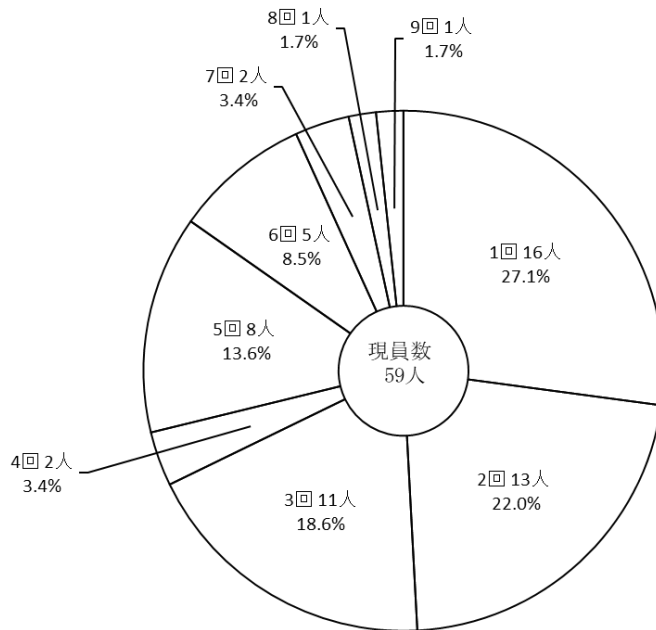
② 年齢別

令和5年12月19日現在



③ 当選回数別
イ 回数 別

令和5年12月19日現在



ロ 回数別会派別

(単位：人)

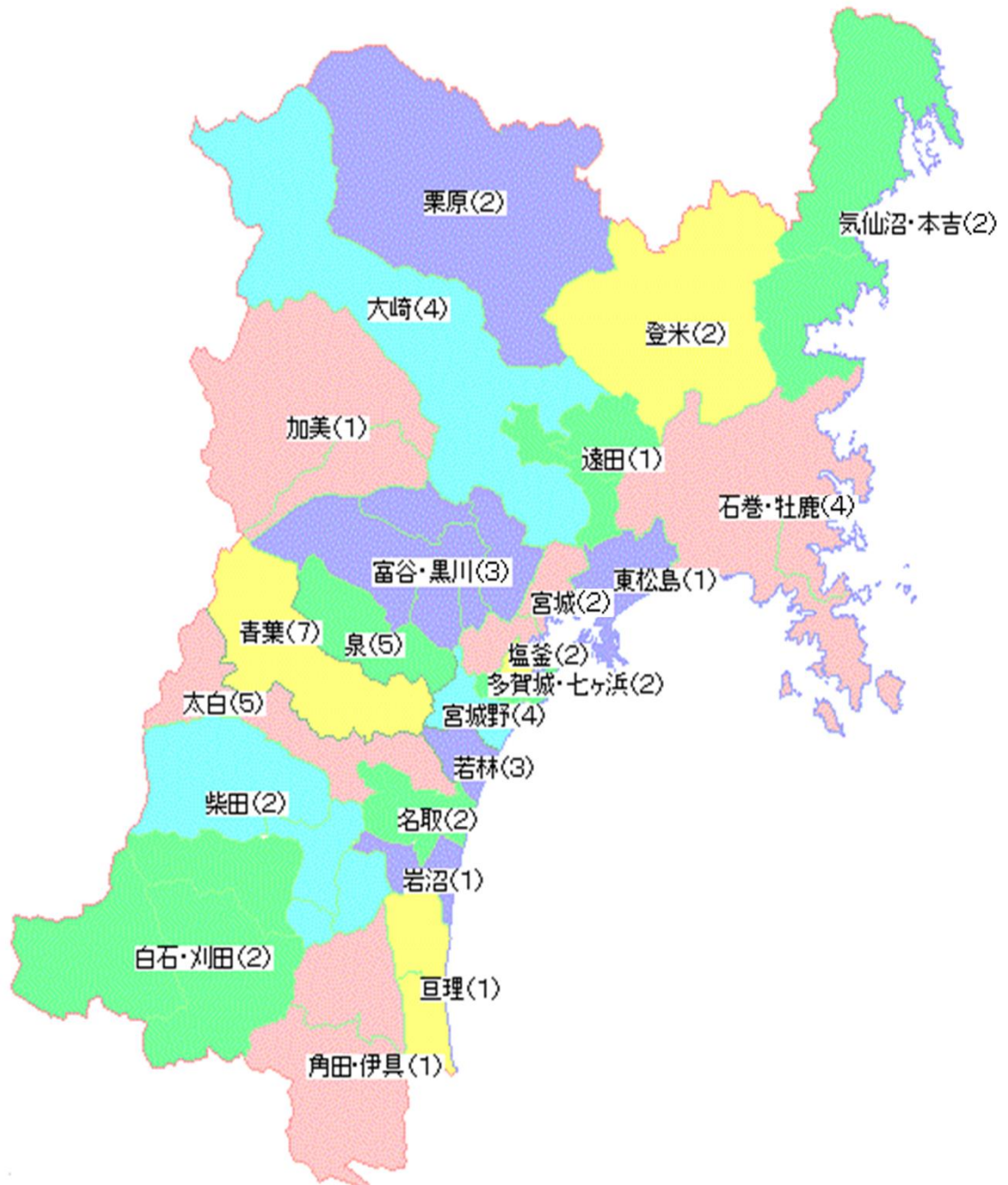
回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	計
自 民	7	7	8		5	4	1		1	33
県 民 の 声	2	5	1				1	1		10
共 産	2	1		2						5
公 明	1		2		1					4
立 無 欠	1				1	1				3
21世紀欠	1				1					2
維 新	2									2
計	16	13	11	2	8	5	2	1	1	59

(3) 選挙区別議員定数及び氏名一覧 (県公報掲載順)

(令和5年12月19日現在)

選挙区	定数	会派別	氏名	当選回数	選挙区	定数	会派別	氏名	当選回数
青葉	7	県民の声	ゆさみゆき	8	気仙沼 ・ 本吉	2	自民	熊谷一平	1
		自民	村岡たかこ	1			自民	守屋守武	3
		自民	さとう道昭	1	白石 ・ 刈田	2	自民	横山隆光	3
		公明	遠藤伸幸	3			自民	菊地忠久	1
		21世紀ク	吉川寛康	5	名取	2	県民の声	荒川洋平	1
		共産	金田もとる	2			自民	村上久仁	3
		維新	石森ゆうじ	1	角田・伊具	1	自民	八島利美	2
宮城野	4	県民の声	佐々木奈津江	2	多賀城 ・ 七ヶ浜	1	自民	伏谷修一	2
		公明	大池康一	1			共産	藤原益栄	1
		自民	石川光次郎	6	岩沼	1	自民	村上智行	5
		自民	松本由男	2	登米	2	自民	伊藤吉浩	2
自民	渡辺勝幸	3	立無ク	渡辺忠悦			5		
若林	3	県民の声	三浦ななみ	2	栗原	2	立無ク	熊谷義彦	6
		自民	高橋克也	1			自民	瀬戸健治郎	2
		立無ク	かっち恵	1	東松島	1	自民	高橋宗也	3
太白	5	共産	ふなやま由美	1	大崎	4	県民の声	佐藤仁一	2
		公明	横山のぼる	3			自民	菊地恵一	5
		自民	佐々木幸士	5			自民	中島源陽	6
		自民	わたなべ拓	2			自民	佐々木賢司	3
		立無ク	かっち恵	1			自民	中山耕一	6
泉	5	県民の声	小畑仁子	2	富谷 ・ 黒川	3	自民	中山耕一	6
		自民	遠藤隼人	3			県民の声	平岡静香	1
		維新	小野寺健	1			自民	藤倉知格	9
		公明	伊藤和博	5	柴田	2	県民の声	枡和也	2
		自民	外崎浩子	5			自民	高橋伸二	5
石巻 ・ 牡鹿	4	自民	本木忠一	6	亶理	1	自民	渡辺重益	2
		自民	佐々木喜藏	7	宮城	2	自民	柚木貴光	1
		県民の声	坂下賢	7			自民	杉原崇	1
		共産	三浦一敏	4	加美	1	自民	高橋啓	3
塩釜	2	21世紀ク	阿部眞喜	1	遠田	1	県民の声	佐々木功悦	3
		共産	天下みゆき	4					

選挙区及び定数



23選挙区
59人

会派別議員一覧（顔写真）

自由民主党・県民会議（33名）



藤倉知格
(富谷・黒川)



中山耕一
(富谷・黒川)



本木忠一
(石巻・牡鹿)



中島源陽
(大崎)



石川光次郎
(宮城野)



佐々木喜藏
(石巻・牡鹿)



菊地恵一
(大崎)



高橋伸二
(柴田)



佐々木幸士
(太白)



村上智行
(岩沼)



外崎浩子
(泉)



守屋守武
(気仙沼・本吉)



佐々木賢司
(大崎)



横山隆光
(白石・刈田)



渡辺勝幸
(若林)



遠藤隼人
(泉)



高橋啓
(加美)



高橋宗也
(東松島)



村上久仁
(名取)



瀬戸健治郎
(栗原)



八島利美
(角田・伊具)



伊藤吉浩
(登米)



わたなべ拓
(太白)



渡辺重益
(亶理)



松本由男
(宮城野)



伏谷修一
(多賀城・七ヶ浜)



村岡たかこ
(青葉)



杉原崇
(宮城)



菊地忠久
(白石・刈田)



熊谷一平
(気仙沼・本吉)



さとう道昭
(青葉)



高橋克也
(若林)



柚木貴光
(宮城)

みやぎ県民の声(10名)



ゆさみゆき
(青葉)



坂下賢
(石巻・牡鹿)



佐々木功悦
(遠田)



佐藤仁一
(大崎)



柁和也
(柴田)



三浦ななみ
(若林)



小畑仁子
(泉)



佐々木奈津江
(宮城野)



荒川洋平
(名取)



平岡静香
(富谷・黒川)

日本共産党宮城県会議員団(5名)



三浦一敏
(石巻・牡鹿)



天下みゆき
(塩釜)



金田もとる
(青葉)



藤原益栄
(多賀城・七ヶ浜)



ふなやま由美
(太白)

公明党県議団(4名)



伊藤和博
(泉)



横山のぼる
(太白)



遠藤伸幸
(青葉)



大池康一
(宮城野)

立憲・無所属クラブ(3名)



熊谷義彦
(栗原)



渡辺忠悦
(登米)



かっち恵
(太白)



吉川寛康
(青葉)



阿部眞喜
(塩釜)

日本維新の会(2名)



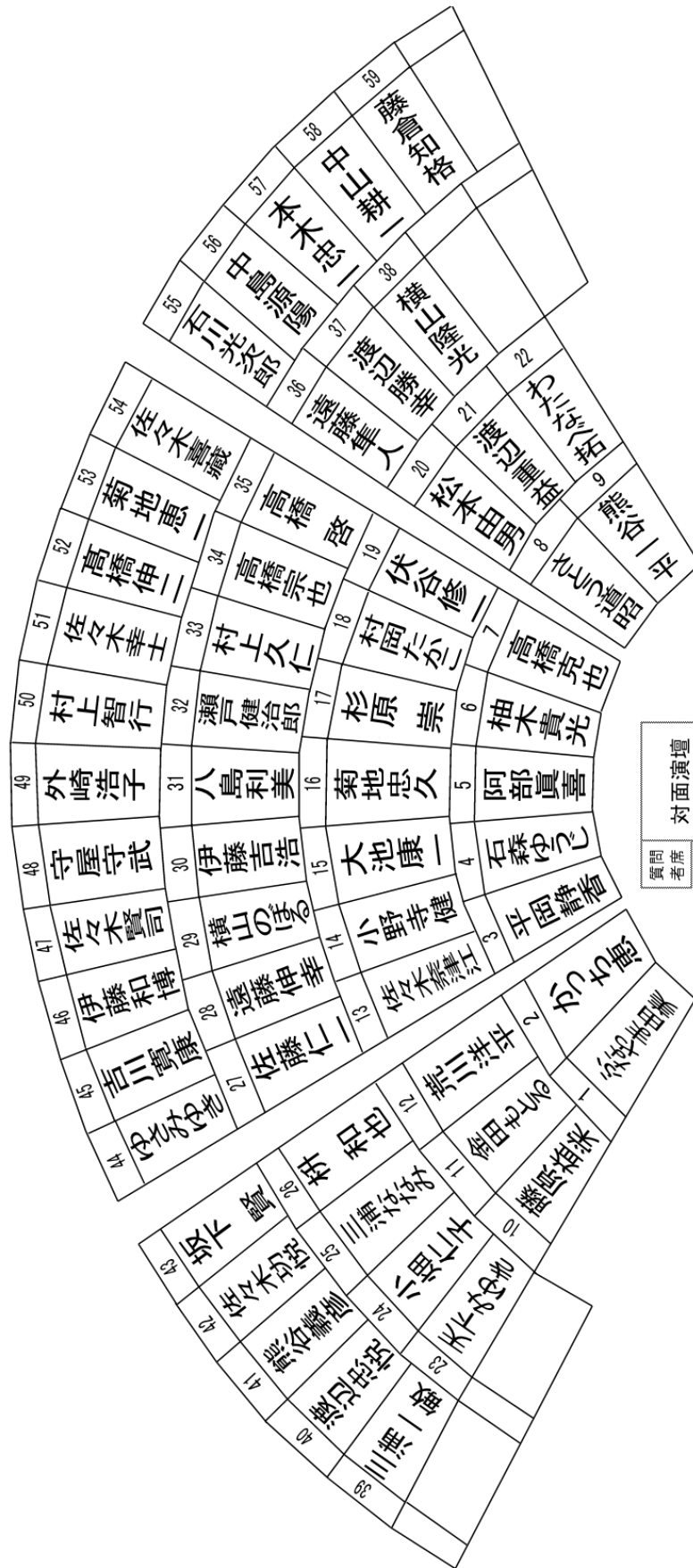
小野寺健
(泉)



石森ゆうじ
(青葉)

(4) 議場議席図

(令和5年12月19日現在)



執行部職員	副知事	副知事	知事	演壇	各執行委員会	議会議務局長	議会議務局職員
	副知事	副知事	議長				

4 議会の運営

1 議会の呼称及び定例会・臨時会

(1) 議会の呼称

昭和22年5月28日、地方自治法施行後初めて招集された臨時会を「第1回宮城県議会」と呼び、以後の議会は、定例会・臨時会を通して、会期ごとに順次回数を追って「第何回宮城県議会」としている。

(2) 定例会

定例会は、年4回開かれることが条例で規定され、毎年2月、6月、9月及び11月にそれぞれ開くことになっている。ただし、特別の事情があるときは招集を前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げることができる。

最近では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の災害救助・応急復旧等各種対策への緊急対応及び国補正予算に対応した県予算の編成等を理由に、平成23年6月定例会が5月に繰り上げて開かれた。

(3) 臨時会

臨時会は、知事が必要に応じて招集する場合と、議長が議会運営委員会の議決を経て知事に対し付議する事件を示して臨時会の請求をしたときに招集する場合、議員定数の4分の1以上の者から知事に対し付議する事件を示して臨時会の請求をしたときに招集する場合がある。

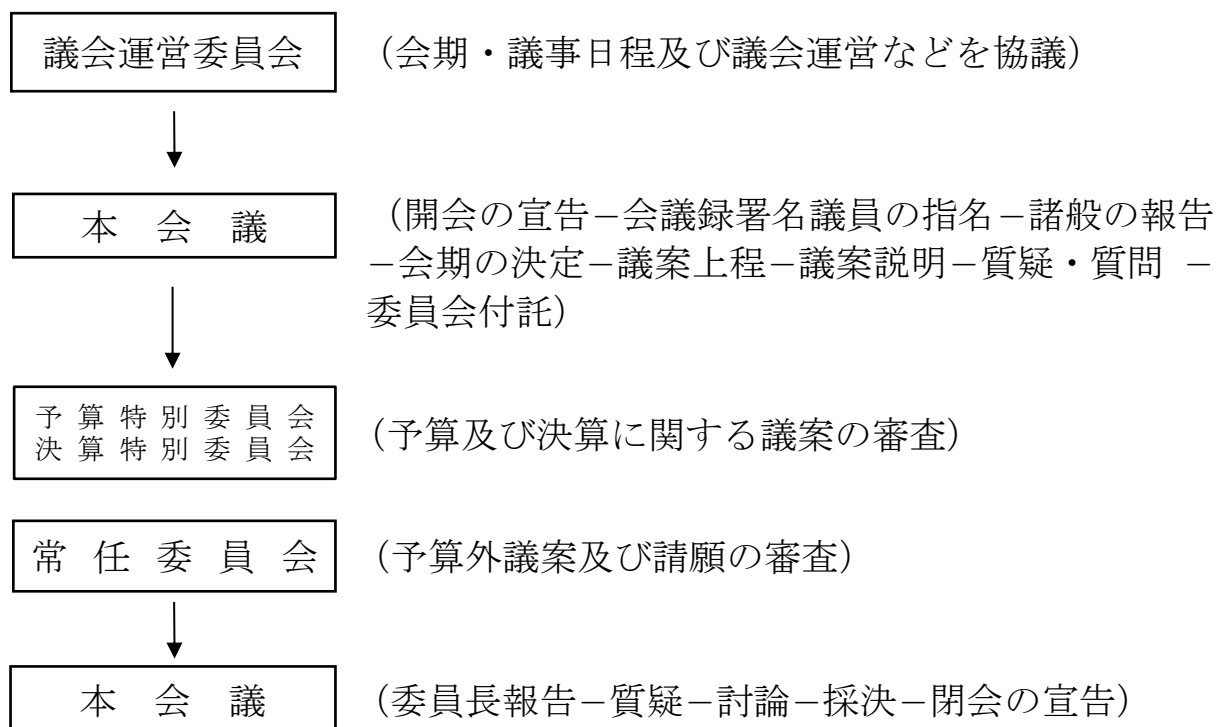
これまで、一般選挙後の臨時会のほか、次の臨時会が招集された。

昭和53年 6月19日	宮城県沖地震の災害対策
昭和63年 2月 4日	仙台市と泉市・秋保町の廃置分合等
平成 3年 1月21日	県議会議員の定数条例改正
平成 5年 5月21日	副知事の選任等
平成 5年10月28日	異常気象災害対策等
平成10年 5月11日	国際ゆめ交流博覧会の欠損金の負担金等
平成11年 1月13日	緊急経済対策等
平成14年 1月21日	平成13年度宮城県一般会計補正予算等
平成20年 8月 5日	岩手・宮城内陸地震の災害対策
平成23年 8月19日	東日本大震災の災害対策
平成24年 5月24日	平成23年度宮城県一般会計補正予算等
平成25年10月16日	東日本大震災の災害対策
平成26年 1月16日	東日本大震災の災害対策
平成26年 5月21日	東日本大震災の災害対策
令和 2年 5月14日	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策等
令和 2年 7月21日	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策
令和 3年 5月31日	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策
令和 4年 5月30日	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策等

2 本 会 議

(1) 審議の順序

議会の審議順序は概ね次のとおりである。



(2) 会 期

会期の初めに議会の議決を経て定めることになっており、会期の延長もまた同様である。

(3) 議 事 日 程

議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(4) 会 議 時 間

会議時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、議会の議決又は議長が必要と認める場合は会議において宣告することにより、会議時間を繰り上げ又は延長することができる。

(5) 質疑・質問

議案の提案理由説明、議案調査の後、議案に対する質疑と併せて県政全般に対して質問する。

質疑・質問は、会派を代表して行う代表質問と議員個々の立場から行う一般質問に区分され、あらかじめ議長に通告した者に対して議長が許可する。

質疑・質問の順序などは、定例会ごとに議会運営委員会で調整し決定する。

(6) 委員会付託

本会議での質疑・質問の終了後、会議に諮った上で議案を所管の委員会に付託する。

(7) 委員長報告

委員会に付託された議案の審査を終了したときは、その結果を議長に文書により報告し、本会議において委員長が、その審査の経過と結果を報告する。

なお、少数意見の留保があったときは、留保者がその旨を併せて報告する。

(8) 表 決

全議員に異議がないと認められる数件の事件は、一括して簡易採決するのを例とするが、一部議員に異議があると認められるものについては起立又は投票により採決する。

3 議会運営委員会

(1) 名称、調査事項

議会運営委員会は、地方自治法第 109 条及び宮城県議会委員会条例第 3 条の 2 の規定により設置され、定数が定められているほか、次に掲げる事項を調査し、議案等を審査する。

イ 議会の運営に関する事項について

ロ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について

ハ 議長の諮問に関する事項について

(2) 構 成

議会運営委員会は 12 人の委員によって構成され、ほかに議長及び副議長も委員会に出席する。

(3) 委員名簿（席次順）

令和5年11月28日選任

◎ 佐々木幸士（自 民）	○ 横山隆光（自 民）
ゆさみゆき（県民の声）	荒川洋平（県民の声）
天下みゆき（共 産）	遠藤伸幸（公 明）
渡辺忠悦（立無ク）	伊藤吉浩（自 民）
渡辺勝幸（自 民）	佐々木賢司（自 民）
石川光次郎（自 民）	中島源陽（自 民）

※◎は委員長、○は副委員長

4 常任委員会

(1) 名称、所管事項

各常任委員会は、地方自治法第109条第2項及び宮城県議会委員会条例第2条の規定により、その名称、委員の数及び所管事項等が定められている。現在設置されている常任委員会は次のとおりである。

委員会名	所管事項	委員数
総務企画	総務部、復興・危機管理部、企画部及び出納局の分掌に属する事項並びに選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	10人
環境福祉	環境生活部及び保健福祉部の分掌に属する事項	10人
経済商工観光	経済商工観光部の分掌に属する事項及び労働委員会の所管に属する事項	9人
農林水産	農政部及び水産林政部の分掌に属する事項並びに海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項	10人
建設企業	土木部の分掌に属する事項並びに企業局及び収用委員会の所管に属する事項	10人
文教警察	教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項	10人

(2) 委員の任期

任期は、選任の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日までと定められている。

なお、後任者が選任されるまで在任する。

また、補欠委員の任期は前任者の残任期間と定められている。

(3) 委員の選任

議長が会議に諮って指名する。この指名は、各会派の所属議員数に比例して行なっている。

なお、閉会中でも、議長の指名により選任ができると定められている。

(4) 委員長及び副委員長の選任

委員会において互選すると定められている。

(5) 委員名簿（席次順）

令和5年11月29日選任

総務企画委員会	環境福祉委員会	経済商工観光委員会
◎ 村上 久仁(自民) ○ 渡辺 重益(自民) 坂下 賢(県民の声) 佐々木 奈津江(県民の声) 金田 もとる(共産) 渡辺 忠悦(立無ク) 村岡 たかこ(自民) 守屋 守武(自民) 村上 智行(自民) 石川 光次郎(自民)	◎ 佐々木 賢司(自民) ○ 伊藤 吉浩(自民) ゆさ みゆき(県民の声) 小畑 仁子(県民の声) ふなやま 由美(共産) 横山 のぼる(公明) 柚木 貴光(自民) 渡辺 勝幸(自民) 高橋 伸二(自民) 佐々木 喜藏(自民)	◎ 遠藤 伸幸(公明) ○ 伏谷 修一(自民) 三浦 ななみ(県民の声) かっち 恵(立無ク) 吉川 寛康(21世紀ク) 高橋 克也(自民) 横山 隆光(自民) 外崎 浩子(自民) 菊地 恵一(自民)
農林水産委員会	建設企業委員会	文教警察委員会
◎ 高橋 啓(自民) ○ 遠藤 隼人(自民) 枅 和也(県民の声) 三浦 一敏(共産) 熊谷 義彦(立無ク) 阿部 眞喜(21世紀ク) 杉原 崇(自民) 佐々木 幸士(自民) 本木 忠一(自民) 藤倉 知格(自民)	◎ 瀬戸 健治郎(自民) ○ わたなべ 拓(自民) 佐藤 仁一(県民の声) 荒川 洋平(県民の声) 藤原 益栄(共産) 石森 ゆうじ(維新) 大池 康一(公明) 菊地 忠久(自民) 高橋 宗也(自民) 中山 耕一(自民)	◎ 八島 利美(自民) ○ 松本 由男(自民) 佐々木 功悦(県民の声) 平岡 静香(県民の声) 天下 みゆき(共産) 小野 寺 健(維新) 伊藤 和博(公明) さとう 道昭(自民) 熊谷 一平(自民) 中島 源陽(自民)

※◎は委員長、○は副委員長

5 特別委員会

特別委員会は、地方自治法第109条第4項及び宮城県議会委員会条例第6条の規定により、必要があるとき議会の議決によって設置し、付議された事件のみを審査又は調査する。現在設置されている特別委員会は次のとおりである。

令和5年11月29日設置

特別委員会名	付議事件	委員の数
予算特別委員会	予算に関する議案の審査又は調査	議員全員

- ・正副委員長 委員長 中山 耕一 副委員長 柘 和也
- ・期 間 設置の日から翌年の最後に招集される定例会の開会日の前日まで存続する。

令和5年9月20日設置

特別委員会名	付議事件	委員の数
決算特別委員会	決算に関する議案の審査	議員全員 (監査委員を除く)

- ・正副委員長 委員長 佐々木 喜藏 副委員長 坂下 賢
(決算特別委員会は例年9月議会中にのみ設置されている。)
- ・分科会 予算及び決算特別委員会には、下記のとおり6分科会が置かれている。
分科会には主査及び副主査を置くものとし、主査には常任委員長、副主査には同副委員長をもって、それぞれ充てる。

分科会名	構成等
総務企画	現に設置されている常任委員会の委員をもって構成され、県予算のうちその所管事項に関する部分を審査又は調査する。
環境福祉	
経済商工観光	
農林水産	
建設企業	
文教警察	

特別委員会名	付議事件	委員の数
大震災復興調査特別委員会	大震災復興に関する諸施策について	15人
地域交通対策調査特別委員会	地域交通対策に関する諸施策について	10人
鳥獣被害対策調査特別委員会	鳥獣被害対策に関する諸施策について	10人
人口減少社会調査特別委員会	人口減少社会に関する諸施策について	10人
地域再生調査特別委員会	地域再生に関する諸施策について	10人

- ・期間 設置の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日まで存続する。
- ・委員名簿（席次順）

令和5年12月19日選任

大震災復興調査特別委員会	地域交通対策調査特別委員会	鳥獣被害対策調査特別委員会
◎高橋宗也(自民) ○伏谷修一(自民) ゆさみゆき(県民の声) 荒川洋平(県民の声) 藤原益栄(共産) 熊谷義彦(立無ク) 吉川寛康(21世紀ク) 石森ゆうじ(維新) 大池康一(公明) 熊谷一平(自民) 杉原崇(自民) 村上久仁(自民) 守屋守武(自民) 村上智行(自民) 石川光次郎(自民)	◎三浦ななみ(県民の声) ○伊藤吉浩(自民) 平岡静香(県民の声) 三浦一敏(共産) かっち恵(立無ク) 遠藤伸幸(公明) 村岡たかこ(自民) 八島利美(自民) 高橋啓(自民) 外崎浩子(自民)	◎柘和也(県民の声) ○金田もとる(共産) 坂下賢(県民の声) 渡辺忠悦(立無ク) 横山のぼる(公明) さとう道昭(自民) わたなべ拓(自民) 瀬戸健治郎(自民) 横山隆光(自民) 中島源陽(自民)
	人口減少社会調査特別委員会	地域再生調査特別委員会
	◎渡辺重益(自民) ○小畑仁子(県民の声) 佐藤仁一(県民の声) ふなやま由美(共産) 小野寺健(維新) 柚木貴光(自民) 高橋克也(自民) 遠藤隼人(自民) 菊地恵一(自民) 藤倉知格(自民)	◎松本由男(自民) ○佐々木奈津江(県民の声) 天下みゆき(共産) 伊藤和博(公明) 阿部眞喜(21世紀ク) 菊地忠久(自民) 渡辺勝幸(自民) 佐々木賢司(自民) 佐々木幸士(自民) 中山耕一(自民)

※◎は委員長、○は副委員長

【参 考】

委 員 会 名	付 議 事 件 及 び 設 置 の 時 期	委員 の 数
資 格 審 査 特 別 委 員 会 (宮城県議会委員会条例第 4 条)	議員が他の議員の被選挙権の有無、 又は議員の兼業禁止の規定に該当するかどうかについて決定の要求書を提出したときには、直ちに資格審査特別委員会が設けられたものとする。	10 人
懲 罰 特 別 委 員 会 (宮城県議会委員会条例第 5 条)	議長が議員を懲罰特別委員会に付する宣告をしたとき、又は懲罰の動議が可決されたときは、直ちに懲罰特別委員会が設けられたものとする。	10 人

6 協議又は調整を行うための場

議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場は、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第129条の規定により、次のとおり設置している。

(1) 宮城県議会会議規則第129条第1項に基づき設けられた場

名 称	目 的	構 成 員	招 集 者
宮城県議会各会派代表者会議	議会活動の円滑な運営のための協議又は調整	議長、副議長、所属議員5人以上の各会派の代表者2人、議会運営委員長	議 長
宮城県議会議員全員協議会	議会活動及び議会運営等に関する重要案件の協議	議員全員	議 長
宮城県議会常任委員長会議	常任委員会の円滑な運営のための協議又は調整	議長、副議長、各常任委員長、議会運営委員長	議 長
宮城県議会合同会議	世話人会の開催に関する事項の協議又は調整	議長、副議長、議会運営委員、各会派代表者1人	議 長
宮城県議会世話人会	一般選挙後の最初の議会運営について、議長等が選任されるまでの間の必要な事項の協議又は調整	前議長、前副議長、前議会運営委員、各会派代表者1人	議会事務局長 座 長
宮城県議会企画広報委員会	議会活性化の取組に係る企画及び議会広報の実施に関する基本的事項の協議	各会派の推薦を受けて議長が指名する議員	委 員 長
宮城県議会各会派政務調査会長会議	調査特別委員会の設置、意見書又は決議等に係る各会派間の協議又は調整	各会派の政務調査会長	座 長
宮城県議会政治倫理審査会	宮城県議会政治倫理審査会における審査請求事案の審査及び協議	各会派の推薦を受けて議長が指名する議員	委 員 長
宮城県議会議会改革推進会議	議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整	各会派の推薦を受けて議長が指名する議員	委 員 長

(2) 宮城県議会会議規則第129条第2項に基づき臨時的に設けられた場

名 称	目 的	構 成 員	招 集 者
宮城県議会がん対策推進に係る条例検討会	がん対策の推進等を目的とする条例案の協議	各会派の推薦を受けて議長が指名する議員	座 長

7 請願・陳情

請願とは、政治や行政に対して希望を述べることであり、憲法によって認められた権利である。また、陳情とは、一定の利害関係者が、その実情を述べてそれぞれの措置を要望する事実上の行為である。

- (1) 請願は、文書により紹介議員の署名を得た上で、県議会議長宛てに提出する。
- (2) 受理した請願は、所管委員会に付託し内容を審査する。審査終了後は、本会議において採択、不採択を議決し、請願者にその旨を通知する。また、採択した請願を、その内容に応じて、宮城県知事、宮城県公安委員会、宮城県教育委員会等に送付するとともに、その処理経過と結果の報告を要求する。
- (3) 陳情は、文書を提出することにより行うが、紹介議員は不要である。ただし、請願のように採択や不採択の決定はしない。
- (4) 受理した陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、所管委員会に送付している。
- (5) 請願・陳情処理状況

(令和4年4月～令和5年3月、単位：件)

区 分		常 任 委 員 会							計
		総 務 企 画	環 境 福 祉	経 済 商 工 観 光	農 水 林 産	建 設 企 業	文 警 教 察		
請 願 処 理	採 択	3						3	
	不 採 択								
	継 続 審 査								
	撤 回								
	審 議 未 了								
	計	3						3	
陳 情		11	11	5	6	7	8	48	

8 議会開催状況

(1) 定例会及び臨時会

(単位：日、人)

区 分		令和4年 5月臨時会 (第383回)	令和4年 6月定例会 (第384回)	令和4年 9月定例会 (第385回)	令和4年 11月定例会 (第386回)
開 会 年 月 日		4. 5. 30	4. 6. 15	4. 9. 15	4. 11. 24
閉 会 年 月 日		4. 5. 31	4. 7. 5	4. 10. 19	4. 12. 14
会 期 日 程	本会議日数	2	6	8	6
	議案調査日数		6	7	6
	常任委員会日数	(1)	1	2(1)	2(1)
	予算特別委員会日数	(2)	3(1)	3(3)	2(3)
	決算特別委員会日数			4(2)	
	調査特別委員会日数			(1)	(1)
	休日等の休会日数		5	11	5
	計	2(3)	21(1)	35(7)	21(5)
質問・質疑者数		9	26	51	24
1日平均出席議員数		59	58	57	56
傍聴者数(延べ)		2	70	162	95

区 分		令和5年 2月定例会 (第387回)	令和5年 6月定例会 (第388回)	令和5年 9月定例会 (第389回)	令和5年 11月定例会 (第390回)
開 会 年 月 日		5. 2. 14	5. 6. 14	5. 9. 5	5. 11. 28
閉 会 年 月 日		5. 3. 17	5. 7. 4	5. 10. 4	5. 12. 19
会 期 日 程	本会議日数	8	6	7	7
	議案調査日数	7	6	6	6
	常任委員会日数	2	1	1	2(1)
	予算特別委員会日数	8(3)	3(1)	4(1)	2(3)
	決算特別委員会日数			4(2)	
	調査特別委員会日数				(1)
	休日等の休会日数	7	5	8	5
	計	32(3)	21(1)	30(3)	22(5)
質問・質疑者数		40	26	47	27
1日平均出席議員数		58	58	58	59
傍聴者数(延べ)		156	67	236	190

※常任委員会日数の()内は、本会議と同日開催で外書き。予算特別委員会日数は分科会を含み、()内は、本会議、常任委員会と同日開催で外書き。決算特別委員会日数は分科会を含み、()内は、本会議、常任委員会と同日開催で外書き。

(2) 委員会活動

イ 議会運営委員会・常任委員会

(令和4年11月24日～令和5年11月28日、単位：日、人)

区 分	議会運営 委員会	総 務 企 画	環 境 福 祉	経済商工 観 光	農 林 水 産	建 設 企 業	文 教 警 察	計
開 会 中	15	7	6	5	5	5	5	33
閉 会 中	6	5	6	5	5	5	5	31
県内調査		1(1)	1(1)	1(1)	2(1)	1(1)	2(1)	8(6)
県外調査		3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	0(0)	15 (5)
計	21	16(2)	16(2)	14(2)	15(2)	14(2)	12(1)	87 (11)
傍 聴 者	26	75	81	48	51	103	62	446

※県内・県外調査の()内は回数。

ロ 予算特別委員会

(令和4年11月24日～令和5年11月27日、単位：日、人)

区 分	委員会	分 科 会 内 訳						計
		総 務 企 画	環 境 福 祉	経済商工 観 光	農 林 水 産	建 設 企 業	文 教 警 察	
開 会 中	13	14	8	9	10	9	9	72
閉 会 中								
計	13	14	8	9	10	9	9	72
傍 聴 者	94	47	19	21	24	40	23	268

ハ 決算特別委員会

(設置期間 令和5年9月20日～令和5年10月4日、単位：日、人)

区 分	委員会	分 科 会 内 訳						計
		総 務 企 画	環 境 福 祉	経済商工 観 光	農 林 水 産	建 設 企 業	文 教 警 察	
開 会 中	3	3	3	3	3	3	3	21
閉 会 中								
計	3	3	3	3	3	3	3	21
傍 聴 者	6	0	0	0	0	5	0	11

ニ その他の特別委員会

(令和4年12月14日～令和5年10月4日、単位：日、人)

区 分	大 震 災 復 興 調 査	地域交通 対策調査	みやぎデジタル 社会創造調査	人口減少・ 人材育成調査	地域再生・ 土地建物調査
開 会 中	1	1	1	1	2
閉 会 中	4	4	4	4	4
県内調査	3(1)	2(1)	1(1)	2(1)	1(1)
県外調査	2(1)	2(1)	3(1)	3(1)	2(1)
計	10(2)	9(2)	9(2)	10(2)	9(2)
傍 聴 者	1	2	4	0	2

※県内・県外調査の()内は回数。

(3) 議案件数

イ 内容別

(単位：件)

区 分		令和4年 5月臨時会 (第383回)	令和4年 6月定例会 (第384回)	令和4年 9月定例会 (第385回)	令和4年 11月定例会 (第386回)
知 事 提 案	条 例		11	22	10
	予 算	5	2	4	1
	決 算			2	
	契 約		4	3	7
	そ の 他	5	8	9	12
	計	10	25	40	30
議 員 提 案	条 例				2
	意 見 書		3	4	2
	決 議			1	
	そ の 他				
	計		3	5	4
合 計		10	28	45	34

区 分		令和5年 2月定例会 (第387回)	令和5年 6月定例会 (第388回)	令和5年 9月定例会 (第389回)	令和5年 11月定例会 (第390回)
知 事 提 案	条 例	25	12	8	12
	予 算	31	1	3	3
	決 算			2	
	契 約	17	1	10	10
	そ の 他	15	7	9	15
	計	88	21	32	40
議 員 提 案	条 例	4		3	1
	意 見 書	6	6	2	2
	決 議				1
	そ の 他	1			
	計	11	6	5	4
合 計		99	27	37	44

ロ 議決態様別

(単位：件)

区 分		令和 4 年 5 月臨時会 (第 383 回)	令和 4 年 6 月定例会 (第 384 回)	令和 4 年 9 月定例会 (第 385 回)	令和 4 年 11 月定例会 (第 386 回)
知 事 提 案	原案可決	5	22	36	29
	認定、同意、承認	5	3	4	1
	否 決				
	そ の 他				
	計	10	25	40	30
議 員 提 案	原案可決		3	5	4
	否 決				
	そ の 他				
	計		3	5	4
合 計		10	28	45	34

区 分		令和 5 年 2 月定例会 (第 387 回)	令和 5 年 6 月定例会 (第 388 回)	令和 5 年 9 月定例会 (第 389 回)	令和 5 年 11 月定例会 (第 390 回)
知 事 提 案	原案可決	85	16	29	39
	認定、同意、承認	3	5	3	1
	否 決				
	そ の 他				
	計	88	21	32	40
議 員 提 案	原案可決	11	6	5	4
	否 決				
	そ の 他				
	計	11	6	5	4
合 計		99	27	37	44

ハ 議員提案の主な条例

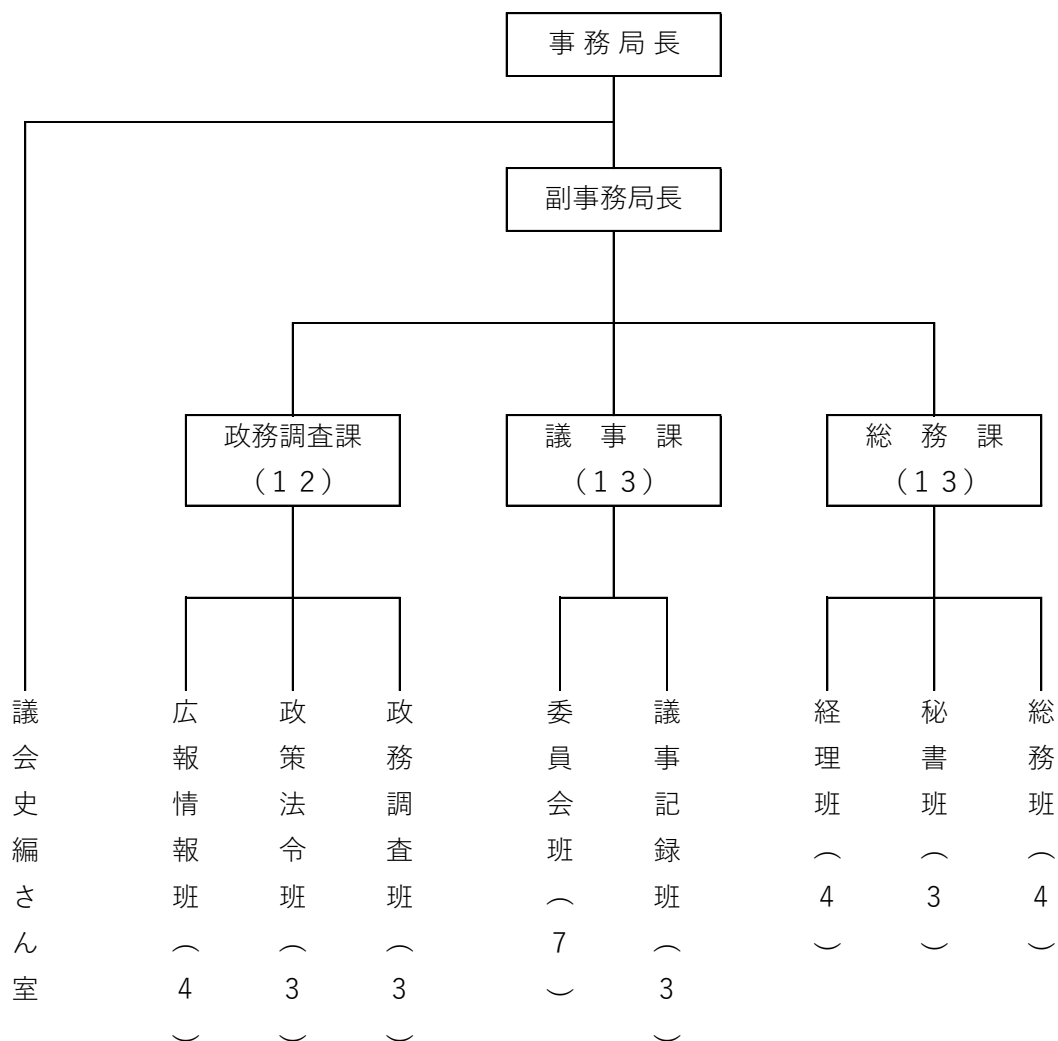
年 度	議 会	条 例 名
平成10年度	第275回	宮城県の民間非営利活動を促進するための条例 (平成15年2月 一部改正)
		宮城県暴走族根絶の促進に関する条例 (平成15年3月 一部改正)
	第277回	宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例 (平成14年10月、平成15年3月、平成16年3月、平成16年12月、平成19年3月、平成20年10月、平成26年12月、平成27年12月 一部改正)
平成11年度	第281回	宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例 (平成13年10月、平成19年3月、令和5年3月 一部改正)
平成12年度	第283回	附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例
		みやぎ食と農の県民条例 (平成15年2月 一部改正)
平成13年度	第287回	宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例
		宮城県男女共同参画推進条例 (平成15年2月 一部改正)
平成14年度	第292回	宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例 (平成26年10月 改称、令和5年10月 「宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例」に改称・一部改正)
	第295回	宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例 みやぎ海とさかなの県民条例
平成15年度	第299回	宮城県犯罪被害者支援条例 (令和5年10月 「宮城県犯罪被害者等支援条例」に改称・全部改正)
	第300回	宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例
平成16年度	第301回	ふるさと宮城の水循環保全条例
		宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例 宮城県文化芸術振興条例
	第304回	みやぎ教育の日を定める条例
平成17年度	第308回	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例
平成18年度	第312回	ものづくり産業振興に関する県民条例
平成19年度	第315回	宮城県飲酒運転根絶に関する条例
平成20年度	第322回	宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例
平成21年度	第323回	宮城県議会基本条例
		宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例
平成22年度	第329回	宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例

年 度	議 会	条 例 名
	第 330 回	みやぎ観光創造県民条例
平成 27 年度	第 352 回	中小企業・小規模企業の振興に関する条例
	第 353 回	みやぎ子ども・子育て県民条例 (令和 4 年 3 月 一部改正)
		宮城県薬物の濫用の防止に関する条例
平成 29 年度	第 363 回	みやぎ森と緑の県民条例
平成 30 年度	第 366 回	宮城県いじめ防止対策推進条例
令和元年度	第 369 回	食材王国みやぎの伊達な乾杯条例
令和 2 年度	第 377 回	宮城県新型コロナウイルス感染症対策基本条例
令和 4 年度	第 386 回	宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

5 議会事務局

1 組織・事務分掌

(1) 組織図



() 内はそれぞれの所属の職員数（会計年度任用職員を除く）
課の職員数は各班員に課長、総括等を加えた数

(2) 事務分掌

○ 総務課

- 1 儀式及び接遇に関すること。
- 2 栄典及び表彰に関すること。
- 3 議長及び副議長の秘書に関すること。
- 4 職員の人事、服務及び研修に関すること。
- 5 議員及び職員の福利厚生に関すること。
- 6 公印の管理に関すること。

- 7 公文書等の收受、発送及び保管・保存に関する事。
- 8 資産公開に関する事。
- 9 情報公開に関する事。
- 10 予算、決算及び経理に関する事。
- 11 物品の出納及び管理に関する事。
- 12 議事堂の管理及び営繕に関する事。
- 13 庁用自動車の管理に関する事。
- 14 議場の整理取り締まり及び傍聴に関する事。
- 15 全国都道府県議会議長会等との連絡調整及び諸会議に関する事。
- 16 その他他課の分掌に属しない事務に関する事。

○ 議 事 課

- 1 本会議に関する事。
- 2 議会運営委員会に関する事。
- 3 常任委員会及び特別委員会に係る議事運営に関する事。
- 4 各会派代表者会議に関する事。
- 5 議員全員協議会に関する事。
- 6 議案等の受理及び処理に関する事。
- 7 請願、陳情等の受理及び処理に関する事。
- 8 議決事項の処理に関する事。
- 9 会議録の調製及び保存に関する事。
- 10 その他議事録に関する事。

○ 政務調査課

- 1 議案資料、その他県政に係る資料の収集、調査に関する事。
- 2 議員提出議案の調査等に関する事。
- 3 法令規の調査研究に関する事。
- 4 常任委員会及び特別委員会に係る政務調査に関する事。
- 5 議会資料の編集及び発行に関する事。
- 6 議会の広報に関する事。
- 7 県議会イントラネットシステムに関する事。
- 8 議会図書室に関する事。
- 9 県議会史編さんに関する事。
- 10 その他調査事務に関する事。

2 議会の情報公開・資産公開

県議会では、県民の議会への理解と県政参加を促進し、開かれた議会を実現するため情報公開の推進に力を入れている。本会議の会議録を議会情報公開室や県政情報センターで閲覧できるほか、委員会の会議録をはじめとするその他の公文書についても情報の開示を請求することができる。また、議員の資産の保有状況等についても報告書の閲覧が可能である。

○問い合わせ窓口

議会事務局総務課総務班（TEL 022-211-3571）

○受付時間（土日、祝日及び年末年始を除く）

情報公開 8:30～12:00 13:00～17:15

資産公開 9:00～12:00 13:00～16:30

○情報公開・資産公開の実績（過去5年間）

・資産公開閲覧実績

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2件	1件	0件	0件	1件

・情報公開の実績

(1) 公文書の開示請求の件数及び処理状況

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例第4条の規定による公文書の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

（単位：件）

年 度	受 付 件 数	処 理 状 況						
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	存 否 拒 否	文 書 不 存 在	取 下 げ	処 理 中
平成30年度	8	5	2	0	0	1	0	0
令和元年度	12	5	4	0	0	3	0	0
令和2年度	5	3	1	0	0	1	0	0
令和3年度	22	12	3	0	0	6	1	0
令和4年度	8	8	0	0	0	0	0	0

（注1）「存否応答拒否」とは、請求のあった文書の存否を明らかにしない決定をいい、「文書不存在」とは、請求のあった公文書を保有していない決定をいう。

(2) 審査請求の状況

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例第6条の規定による決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第3条の規定に基づく審査請求は令和4年度はなされていない。

3 議会図書室

(1) 沿革

図書室は、地方自治法第 100 条第 19 項の規定に基づき、昭和 23 年 4 月に図書室規則を制定して設置された。図書室には、図書室主任外 1 人が配置され業務を行ってきたが、昭和 32 年 5 月、図書室業務の重要性に鑑み事務局の機構を一部改革し、従来の図書室主任制度を廃止、新たに調査課に図書室係（その後図書係に変更）を設けて業務の充実を図ってきた。さらに、昭和 61 年 4 月の機構改革により図書係と資料係を一体化し、名称を図書資料係とし、宮城県議会図書室規則を廃止して宮城県議会図書室規程を制定した。

(2) 蔵書状況(令和 5 年 12 月 20 日現在)

0. 総記	365 冊	6. 産業	1,411 冊
1. 哲学	263 冊	7. 芸術	380 冊
2. 歴史	2,084 冊	8. 言語	137 冊
3. 社会科学	7,015 冊	9. 文学	959 冊
4. 自然科学	558 冊		
5. 技術	815 冊	合計	13,987 冊

この他官報、各種新聞、中央各省庁刊行物、県行政資料等を保有している。図書室の面積は約 266 平方メートルである。

(3) 利用状況（令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月）

	議員	職員	一般	計
利用者（数）	93	83	16	192
貸出（冊数）	104	78	-	182

(注)利用者数は延べ人数。

(注)宮城県議会図書室規程第三条第 2 項により、一般への貸出しは行っていない。



(4) 「議会DVD」の配備

本会議等の映像放送を録画したDVDを議会図書室に配備し、視聴及び複写による情報提供を行っている。

4 議会広報等

- (1) 「みやぎ県議会だより」の発行
 定例会のあらし、代表・一般質問の概要、予算特別委員会及び常任委員会の概要などについて、年4回新聞紙面に掲載している（定例会閉会后、概ね1ヶ月後掲載）。
 また、写真を多く取り入れ、代表・一般質問、予算特別委員会などの内容を詳しく掲載した、ウェブ版「みやぎ県議会だより」をホームページで公開している。



みやぎ県議会だより
 (上：新聞版 下：ウェブ版)

- (2) ホームページ及びインターネット中継による情報提供
 県議会のあらし、議員名簿、本会議と委員会の概要、各種日程、会議録の検索、請願・陳情・傍聴等の手続き案内などを紹介している。
 また、定例会での提出議案等、質問議員名・質問要旨を掲載している。
 なお、令和5年6月定例会のインターネット議会中継から、字幕付きの映像も配信している。

- インターネット中継で配信している会議
- ・ 本 会 議
 - ・ 予算特別委員会
 - ・ 決算特別委員会
 - ・ 議員全員協議会



宮城県議会インターネット中継画面

(3) 議長記者会見の実施

議会活動について広く県民に説明するため、各定例会閉会日に実施している。



議長記者会見の様子

(4) 議会パンフレット「私たちの県議会」の配布

県議会のしくみや役割を分かりやすく解説したもので、傍聴者や見学者等に配布している。



議会パンフレット（一部掲載）

(5) 「県議会ラウンジコンサート」の開催

県民に生の音楽を楽しんでもらうとともに、来場を機に県議会をより身近に感じてもらうため、定例会開会日に年4回開催している。



県議会ラウンジコンサートの様子

(6) 「県民と宮城県議会議員との意見交換会」の開催

県民の議会への理解と関心を深め、議会をより身近に感じてもらうために、議員との意見交換会や議会の施設見学を行うもので、年1回開催している。



県民と宮城県議会議員との意見交換会の様子(R5.8.31)

(7) 「宮城県議会と公立大学法人宮城大学との協力に関する連携協定」

宮城県議会と公立大学法人宮城大学が包括的な連携のもと、相互に協力をを行うことにより、地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、議会活動の活性化と地域における高度な識見を有する人材の育成を図ることを目的とし、「宮城県議会と公立大学法人宮城大学との協力に関する連携協定」を締結している。

○連携事項

- 1 宮城県議会の政策形成に必要な調査・研究事業の実施に関すること
- 2 公立大学法人宮城大学の人材育成・教育に必要な事業の実施に関すること
- 3 その他、目的を達成するために必要な事項に関すること



連携協定に基づくシンポジウムの様子
(R3. 8. 3)



シンポジウムの成果報告の様子
(R3. 8. 24)

6 議会関係諸表

1 議会開催一覧

年	定例会				臨時会	備考
	2月	6月	9月	11月		
26	2. 18～3. 20 (31日)	6. 13～7. 3 (21日)	9. 17～10. 16 (30日)	11. 26～ 12. 16 (21日)	1. 16～1. 17 (2日) 5. 21～5. 22 (2日)	衆院選 (12. 14)
27	2. 17～3. 18 (30日)	6. 15～7. 3 (19日)	9. 3～10. 5 (33日)	11. 27～ 12. 18 (22日)		県議選 (10. 25)
28	2. 16～3. 15 (29日)	6. 15～7. 5 (21日)	9. 14～10. 14 (31日)	11. 25～ 12. 15 (21日)		参院選 (7. 10)
29	2. 17～3. 16 (28日)	6. 16～7. 6 (21日)	9. 1～9. 29 (29日)	11. 24～ 12. 14 (21日)		県議補選 (5. 28)無投票 衆院選 (10. 22) 知事選 (10. 22) 県議補選 (10. 22)
30	2. 15～3. 16 (30日)	6. 18～7. 4 (17日)	9. 18～10. 18 (31日)	11. 26～12. 17 (22日)		
R1	2. 13～3. 15 (31日)	6. 17～7. 3 (17日)	9. 3～10. 4 (32日)	11. 25～12. 17 (23日)		参院選 (7. 21) 県議選 (10. 27)
2	2. 12～3. 17 (35日)	6. 15～7. 6 (22日)	9. 23～10. 22 (30日)	11. 25～12. 16 (22日)	5. 14～5. 15 (2日) 7. 21～7. 22 (2日)	
3	2. 16～3. 19 (32日)	6. 15～7. 5 (21日)	9. 1～10. 4 (34日)	11. 24～12. 15 (22日)	5. 31～6. 1 (2日)	県議補選 (8. 1)無投票 衆院選 (10. 31) 知事選 (10. 31) 県議補選 (10. 31)
4	2. 14～3. 18 (33日)	6. 15～7. 5 (21日)	9. 15～10. 19 (35日)	11. 24～12. 14 (21日)	5. 30～5. 31 (2日)	県議補選 (6. 5)
5	2. 14～3. 17 (32)	6. 14～7. 4 (21日)	9. 5～10. 4 (30日)	11. 28～12. 19 (22日)		県議選 (10. 22)

2 令和5年度議会費予算

(単位：千円)

科 目				令和5年度 当初予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	比 較 (A)-(B)
款	項	目	節区分			
1			議会費	1,682,222	1,648,521	33,701
	1		議会費	1,682,222	1,648,521	33,701
		1	議会費	1,247,804	1,239,477	8,327
			1 報酬	597,720	597,720	0
			3 職員手当等	238,341	234,730	3,611
			4 共済費	81,599	82,512	△ 913
			7 報償費	1,052	959	93
			8 旅費	58,474	59,210	△ 736
			9 交際費	1,650	1,560	90
			10 需用費	933	483	450
			11 役務費	838	838	0
			12 委託料	6,453	713	5,740
			13 使用料及び賃借料	6,260	6,332	△ 72
			18 負担金、補助及び交付金	254,484	254,420	64
	2		事務局費	434,418	409,044	25,374
			1 報酬	8,494	8,695	△ 201
			2 給料	163,259	165,748	△ 2,489
			3 職員手当等	113,869	110,745	3,124
			4 共済費	60,677	58,638	2,039
			7 報償費	45	45	0
			8 旅費	2,185	2,424	△ 239
			9 交際費	120	120	0
			10 需用費	16,340	12,443	3,897
			11 役務費	33,110	31,785	1,325
			12 委託料	15,837	10,014	5,823
			13 使用料及び賃借料	8,780	7,588	1,192
			14 工事請負費	2,200	0	2,200
			17 備品購入費	8,934	192	8,742
			18 負担金、補助及び交付金	568	500	68
			26 公課費	0	107	△ 107

付 録

1 県 土

(1) 位置及び地勢

本県は日本の首都東京から 300 km 北東、東北地方の南東部に位置する。東は太平洋に面し北は岩手県、北西は秋田県、西は山形県、南は福島県にそれぞれ隣接しており、総面積は約 7,286 km² で全国第 16 位の広さである。

県庁所在地の仙台市は東経約 140° 北緯約 38° で、サンフランシスコやアテネなど世界の主要都市とほぼ同緯度上にある。

本県の地勢は、西の県境を奥羽山脈が南北に走る。奥羽山脈は北から、栗駒山を含む神室山地、船形連峰、県最高峰の屏風岳 (1,825m) を含む蔵王連峰が連なっている。奥羽山脈の東になだらかな丘陵が平行して分布し、これらの山地を水源とする河川沿いには台地が点在している。沿岸部は北の岩手県境から牡鹿半島にかけて北上高地が太平洋に落ち込み、岬や湾、入江が複雑に入り組んだりアス式海岸となっている。松島湾の南から山元町に至る海岸線は単調な砂浜が続く。南の県境は阿武隈高地により福島県に接している。

本県の河川は、東北最長の北上川が岩手県から県北を南へ流れ、登米市で旧北上川と新北上川に分かれた後、太平洋に達する。県の中央部では、鳴瀬川、七北田川、名取川が東西に流れ、仙台湾に達する。また、福島県に源を発する阿武隈川が県南を北へ流れ太平洋に達する。これらの河川の流域には、堆積した土砂による平野が発達し、東北地方最大の仙台平野を形成している。

(2) 気 候

本県の気候は、平野が広がる東部と、山地が多い西部に大別される。仙台平野から北上高地の南端にかけての東部は太平洋に面しているため、海風が入りやすく夏の暑さはあまり厳しくない。冬は東北地方の中では比較的暖かく、一年を通じて穏やかな気候である。奥羽山脈の裾野にあたる西部は、夏の暑さは厳しくない。冬は奥羽山脈をこえる季節風の影響を受けるため、県内では比較的降雪の多い地域である。

2 人 口

令和 5 年 12 月 1 日現在の本県総人口（※推計人口）は 226 万 2,002 人、世帯数（住民基本台帳に基づく令和 5 年 11 月末の世帯数）は 104 万 4,724 世帯である。総人口及び総世帯数の推移は下記のとおり。

調査年	区 分	総人口 A (人)	対前回比較 増 減 率 (%)	総世帯数 B (世帯)	1世帯当たりの 平均人員 A/B (人)	備 考
大正 9 年		961,768	—	161,765	5.95	国勢調査
大正 14 年		1,044,036	8.55	174,678	5.98	〃
昭和 5 年		1,142,784	9.46	※1 187,388	※1 6.10	〃
昭和 10 年		1,234,801	8.05	※1 197,972	※1 6.24	〃
昭和 15 年		1,271,238	2.95	204,434	6.22	〃
昭和 22 年		1,566,831	23.25	265,938	5.89	〃
昭和 25 年		1,663,442	6.17	280,593	5.93	〃
昭和 30 年		1,727,065	3.82	302,605	5.71	〃
昭和 35 年		1,743,195	0.93	354,546	4.87	〃
昭和 40 年		1,753,126	0.57	391,163	4.48	〃
昭和 45 年		1,819,223	3.77	469,589	3.83	〃
昭和 50 年		1,955,267	7.48	544,276	3.55	〃
昭和 55 年		2,082,320	6.50	599,968	3.44	〃
昭和 60 年		2,176,295	4.51	641,669	3.36	〃
平成 2 年		2,248,558	3.32	699,740	3.20	〃
平成 7 年		2,328,739	3.57	776,944	2.97	〃
平成 12 年		2,365,320	1.57	833,366	2.80	〃
平成 17 年		2,360,218	△0.22	865,200	2.70	〃
平成 22 年		2,348,165	△0.51	901,862	2.56	〃
平成 27 年		2,333,899	△0.61	944,720	2.43	〃
令和 2 年		2,303,487	△1.30	979,791	2.35	〃

※ 昭和 5 年、10 年の世帯数は普通世帯数のみの数字である。（昭和 22 年は臨時調査）

3 東日本大震災の概要

(1) 地震の概況等

- ① 地震名 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震
- ② 発生日時 平成23年3月11日(金) 14時46分
- ③ 発生場所 三陸沖(北緯38.1度, 東経142.5度)
※牡鹿半島の東約130km
- ④ 震源の深さ 24km
- ⑤ 規模 マグニチュード9.0
- ⑥ 最大震度 震度7(栗原市)
- ⑦ 地盤沈下 海拔0m以下の面積 56km² (震災後増加割合3.4倍)
大潮の満潮位以下の面積129km² (震災後増加割合1.9倍)
過去最高潮位以下の面積216km² (震災後増加割合1.4倍)
- ⑧ 津波 津波の高さ: 7.2m(仙台港)(平成23年4月5日気象庁発表)
8.6m以上(石巻市鮎川)(平成23年6月3日気象庁発表)
※参考: 津波最大遡上高(宮城県土木部津波の痕跡調査結果)
南三陸町志津川 20.2m
女川町 34.7m
南三陸町歌津 26.1m

(2) 被害の状況等 [令和5年9月30日現在]

① 人的被害(継続調査中)

死者(関連死を含む)	10,571人	行方不明者	1,215人
重傷	502人	軽傷	3,615人

② 住家・非住家被害(継続調査中)

全壊	83,005棟	半壊	155,130棟
一部損壊	224,202棟		
床下浸水	7,796棟	非住家被害	26,796棟

被害額(確定) [令和3年9月30日現在] 9兆968億円



県章

みやぎの「み」とミヤギノハギを図案化し、三枚の葉は無限の発展、融和と協力、郷土愛を示す。(昭41.7.15制定)



【県花】ミヤギノハギ

王朝の歌枕でも知られる秋の花で、紅紫色や白色の可憐な花をつける。本県が発祥地である。

(昭30.3.22選定)



【県獣】シカ

本県に生息するシカは、ホンシュウシカの代表的なもので、金華山・牡鹿半島一带に生息している。

(昭40.7.30指定)



【県鳥】ガン

別名カリ、カリガネとも呼ばれている。本県の伊豆沼付近は、国内でも有名なマガンの渡来地として知られている。

(昭40.7.30指定)



【県木】ケヤキ

古名ツキ「槻」平安時代、柴田町槻木にケヤキの並木がつくられたといわれ、県下いたるところに植栽されている。

(昭41.9.30指定)

議会の概要

令和6年1月

編集発行 宮城県議会事務局
住所 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電話 (022) 211-3592
FAX (022) 211-3598
＜ホームページアドレス＞
<https://www.pref.miyagi.jp/site/kengikai/>



